

みよし市鳥獣被害防止対策事業補助金の案内

みよし市内に農地を持っている農家の方を対象に、鳥獣被害防止対策について資材購入の補助を行います。

手順

- ① 産業課へ補助金交付申請書等を提出します。
 - ・ 交付申請書
 - ・ 設置場所の位置図
 - ・ 購入資材の見積書
 - ・ 構成員名簿（農業者団体の内、共同で設置する場合）
- ② 販売店で柵資材を購入し、設置します。
 - ※ 購入資材の内訳がわかる「納品書等」と「領収書等」を受け取る。（注意：領収書の宛名の方が申請者になります。）
 - ※ 資材設置後に、設置現場の写真を撮影してください。
- ③ 産業課へ事業実績報告書等を提出します。
 - ・ 実績報告書
 - ・ 設置後の写真
 - ・ 購入資材の内訳がわかる納品書等の写し
 - ・ 購入資材の領収書等の写し
 - ・ 請求書
- ④ 書類を審査し、内容に不備がなければ補助金を指定の口座に振り込みます。

【対象者】

- ・ みよし市内にて農業を営む方
- ・ 農業者の組織団体（3戸以上の農家の集まり、農地所有適格法人及び認定農業者）

【対象物】 次のいずれにも該当するもの

- ・ 2021年4月1日以後に購入したもの
- ・ 市内の農業振興地域の農地に設置するもの
- ・ 鳥獣類による農地への侵入を防止するために設置する資材（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、鳥侵入防止網など）

【補助額】

補助対象経費の2分の1（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）。ただし、上限額は5万円（農業者団体にあっては15万円）です。

【申請期間】

2021年4月1日から2022年3月31日まで
※先着順に受付、予算がなくなりしだい終了します。

【問合せ先】

みよし市環境経済部産業課農政担当
みよし市役所 産業課（市役所4階）
TEL0561-32-8015
FAX0561-34-4189

